

建設省厚発第20号
平成12年6月1日

最終改正 平成21年1月21日 国地契第47号

各地方整備局総務部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長

民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて

「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号。以下「選定要領」という。）第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者であって、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格（選定要領第15の規定に基づき当該資格と同一に定められた指名競争参加資格を含む。）については、当面、「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」（平成6年1月18日付け建設省厚発第20号）を準用して取扱われたい。